

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年9月まで

社会保険事務所から保険料免除期間の追納勧奨状が届いたので、社会保険事務所に行き、追納の納付書を作成してもらった。

入院していた亡夫に、保険料追納について相談したところ、亡夫が納付を代行してくれる意思を示したので、納付書と現金23万円を置いて帰った。後日、見舞いに行った際、亡夫から領収書と釣銭を受け取った。当時のことを記録した家計簿（雑記帳）もある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を追納したと主張しているところ、申立期間の追納申出を行っていることが社会保険庁の記録から確認でき、申立期間の保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

また、申立人が所持している雑記帳には、i) 社会保険事務所に行き、申立期間の追納納付書を受け取ったこと及びその日付、ii) 入院していた亡夫に納付書とお金を手交したこと及びその日付、iii) 夫から領収書及び釣銭を受け取ったこと及びその日付、iv) 当時所持していた領収書を基に記載したという納付した日付が記載されており、その記載内容は具体的であり、かつ、i) の追納納付書の受理年月日は社会保険庁の追納申出の年月日と一致し、事実関係も符合するなど、記載内容の信憑性は高いものと認められる。

さらに、申立人は、雑記帳に記載された亡夫に納付書とお金を手交した日に、一括納付と分割納付の2種類の納付書を見せてどちらの納付方法にするかを亡夫に相談したと述べているなど、申立人の当時の記憶は詳細かつ具体的である。

加えて、申立人から提出を受けた3つの預金口座記録を見ると、申立期間の

保険料を追納したとする当時に数百万円の預金があり、経済的にも納付可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、厚生年金保険と国民年金の切替手続は必ず行い、保険料の納付が困難な時でも、一部納付（免除）の制度などを利用して納付してきた。

申立期間については、加入した際にさかのぼって一括納付した記憶があり、退職した直後で金銭的にも余裕があり、失業保険も受けていた時期であるのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、一部免除を受けた期間についても、毎月途切れずに納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月に払い出され、56年1月にさかのぼって資格取得しており、払出日からみて過年度に当たる56年4月から57年3月までの保険料は納付済みとなっていることが社会保険庁の記録から確認できるが、過年度の納付書は納付可能な期間の保険料が一括された1枚で作成されるのが通常であることから、申立人の国民年金加入時に交付された過年度納付書は56年1月から57年3月までのものであったと推察され、申立期間のみが除外された過年度分の保険料が納付済みとされているのは不自然である。

さらに、納付済みとされている過年度保険料の昭和56年4月から57年3月までの納付記録については、i) 払出日からみて明らかに過年度保険料になるはずであるのに、社会保険庁のオンライン記録では現年度納付とされている、ii) 市町村の国民年金被保険者名簿では58年9月14日に一括納付されたこととされているが、その時点では56年4月から同年6月までの保険料は時効に

より納付できないはずであり、納付日の記録誤りと推察されるなど、記録管理に適正を欠く状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年7月から47年9月まで

私の夫は町役場に勤務していたので、夫が町役場で私の国民年金保険料を納付していた。申立期間も納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立期間①の前後は納付済みである。

また、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿をみると、申立期間①の欄に「済」のスタンプが押印されており、当該市町村の国民年金被保険者名簿に「済」の記載がある他の被保険者について、社会保険庁の納付記録と照合したところ、「済」の記載がある期間については調査した全員が納付済みとされていることから、この記載は納付済みを意味するものと推察され、申立期間①の保険料は納付されていたものと考えられる。

#### 2 申立期間②については、i) 申立期間②直後の昭和47年10月から49年3月までの期間の保険料は、時効直前の49年11月24日に納付されていることが確認できるが、申立人が定期的に国民年金保険料を納付したのであれば、このような納付の必要は無かったと考えられる上、この過年度納付がなされた時点では、申立期間②は時効により納付できなかったこと、ii) 申立人及びその夫はこの過年度納付について記憶が無く、また、申立人は、申立期間を含めて保険料の納付漏れを防止するために前納で納付していたとしているが、前納により納付しているのは昭和49年度第4期分以降から

であり、それ以前は前納されていないことから、申立期間前後の保険料納付に関する申立人の記憶は必ずしも明確とは言い難いこと、iii) 申立人は、40年4月から同年9月までの保険料を50年12月26日に特例納付により納付しているが、申立期間②は任意加入被保険者期間であるため特例納付による納付もできなかったこと、iv) 申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを踏まえると、申立期間②の保険料を納付していたとは認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

昭和50年7月に退職した数か月後に国民年金に加入し、加入手続をするまでの保険料をさかのぼってまとめて納付した。当時、その保険料の額が負担に感じ、また同じ思いをしないようにと年金の異動があればすぐに手続をし、まとめて納付しなくても済むようにしてきた。「ねんきん特別便のお知らせ」には、国民年金の資格取得日として52年4月1日と役場で手続をした記憶の無い日が書かれているが、年金手帳には51年8月1日の日付で処理されている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年7月に退職した数か月後に国民年金に加入し、加入手続をするまでの保険料をさかのぼってまとめて納付した。」と述べているところ、50年8月から51年1月までの期間の保険料が51年4月30日に一括納付されたことが確認でき、申立期間前の状況は申立人の記憶と一致する。

また、申立人は昭和51年1月から厚生年金保険に加入したことにより、いったん国民年金の資格を喪失しており、厚生年金保険の資格喪失後の申立期間については、社会保険庁の記録上、未加入期間となっているが、申立人が所持する年金手帳の加入記録欄には国民年金に再加入した日として51年8月1日の日付が記載されており、申立期間について国民年金に加入していたと推認できるほか、その日付は厚生年金保険加入中である（厚生年金保険の資格喪失日は昭和51年9月10日）など、行政側の事務処理に不自然な点が見受けられる一方、当時の保険料額、納付方法等に係る申立人の記憶は鮮明であり、「年金の異動があれば、すぐに手続をし、まとめて納付しなくても済むようにしてきた。」とする申立人の主張にも不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、7か月の申立期間を除き、国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年5月1日まで

高校卒業後、昭和35年3月にA社に入社し、37年4月まで勤務した後、同年5月から父が経営するC社に入社した。A社における厚生年金保険の加入記録をみると、資格喪失日が昭和36年10月1日となっており、加入期間に空白が生じていることについては、納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等複数の者の証言及び申立人の申立期間についての詳細な記憶から判断すると、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間中に従事していたと主張している業務は、A社の歩み・現状・今後を記載した冊子(昭和37年4月作成)等をみると、昭和36年10月以降A社において新たに始められた業務であると確認でき、加えて、当該業務に従事していた上司等も申立期間当該事業所において加入記録があることから判断すると、申立人が申立期間のみ厚生年金保険料が控除されていなかったとは考えにくい。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の加入記録から標準報酬月額は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山国民年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から54年3月まで  
申立期間については、私は、会社を退職後、国民年金への切替手続きを行い、夫の保険料と一緒に市役所で納付書と現金を添えて3か月ごとに払っていた。夫の分は納付済みとなっているのに、自分の分だけが未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間直前の厚生年金保険資格得喪に伴う国民年金の切替手続きを行ったと主張しているが、申立人の当該厚生年金保険の加入及び脱退に伴う国民年金の資格得喪の記録は、平成15年3月に追加されたものであることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる上、市町村の国民年金被保険者名簿にもこの社会保険庁の記録訂正に伴う訂正が行われたものと推察される15年4月付けの誤記訂正の記載があり、このことは、申立期間直前の厚生年金保険の資格得喪に伴う国民年金の資格喪失及び再加入の手続きが適切に行われていなかったことを示すものであり、申立人の主張と相違する。

また、申立人は申立期間直前の会社に勤務していた期間は国民年金保険料を納付しておらず、会社退職直後から国民年金保険料の納付を再開したと主張しているが、前述のとおり、申立期間直前の厚生年金保険加入中の国民年金の資格喪失記録は後に追加されたものであることから、申立人が当該会社に勤務していた期間中も、その当時の社会保険庁及び市町村の記録上は、国民年金の被保険者であり、国民年金保険料の納付書が交付されていたはずであるところ、申立人は会社勤務期間中に国民年金保険料の納付書が送付されていたか否か覚えていないと述べており、仮に申立人がその主張どおり厚生年金保険の資格喪失直後から国民年金保険料の納付を再開したのであれば、その記憶が無いの

は不自然である。

さらに、申立人は夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと述べているが、その夫は納付済みで、申立人は未納とされている期間が申立期間以外にもみられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から10年4月までの期間及び10年6月から12年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成7年11月から10年4月まで  
                  : ②平成10年6月から12年12月まで

私は、A市に転居した時に、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、転居後1か月以内に市役所職員が自宅に集金に来て、現金で一括して10万円以上納付した。集金は、国民健康保険料も一緒だったと記憶しており、それ以降も年払いで1回当たり10万円以上の額を納付した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間中の住所はA市で、この期間を市職員の集金により納付したと主張しているが、i) 申立人がA市に住所を置いたのは平成10年12月であり、それ以前はB市の住所であったことが戸籍の附票により確認できること、ii) 申立人自身が、B市において国民年金の保険料を納付した記憶は無いとしていること、iii) A市では、前住所地の未納保険料については徴収していなかったとしていることから、申立人がB市を住所としていた期間(平成7年11月から10年4月までの期間及び10年6月から同年11月までの期間)の保険料が納付されているとは認められない。

また、申立人がA市を住所としていた期間(平成10年12月25日から11年11月1日まで)については、i) 申立人がA市で納付した国民健康保険料の合計は1万600円であったことがA市の記録により確認でき、仮に、申立人がA市在住期間の平成10年度国民年金保険料(平成10年12月から11年3月まで)の満額を納付したとしても、国民年金保険料と国民健康保険料の合計額は約6万円となり、申立人が納付したとする10万円以上の金額に符合しない

こと、ii) 申立人は平成 11 年 11 月 1 日付けで住所不明により職権消除されており、社会保険庁の記録でも同年 5 月 1 日付けで不在処理されていること等を踏まえると、A 市の住所期間についても保険料が納付されていたとは認め難い。

さらに、平成 11 年 11 月以降の申立期間については、A 市において職権消除により住民登録が抹消され、住所不明となっていることから、国民年金保険料が納付されていたとは考えられない。

加えて、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 504

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から54年12月まで

私は、昭和50年4月の結婚を契機にA市に転居した時に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。仕事を辞めた後に、保険料を納付していなかった時期があったが、A市役所出張所に勤務していた知人に納付を勧められて、保険料の納付を再開し、未納分も含めて納付したので、申立期間の保険料を納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、旧B町において昭和55年3月に払い出され、同年1月に資格取得しており、申立期間は未加入期間とされているところ、申立人は、申立期間中の国民年金手帳を所持していたと述べているが、申立期間中の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、A市に申立人の当時の被保険者名簿は存在しない。

また、申立人は、A市から旧B町に転居した昭和55年1月ごろに、旧B町役場で、申立人が所持していた青色の国民年金手帳とオレンジ色の厚生年金保険手帳を「一つにまとめてあげる」と言われて、申立期間の国民年金手帳は返却されなかったと述べているが、i) この時点で、仮に申立人が国民年金手帳を所持し、既に国民年金手帳記号番号が払い出されていたのであれば、旧B町において、申立人に対し、新たな国民年金手帳記号番号を払い出す必要は無いこと、ii) この時点で、申立人の厚生年金保険の加入履歴は1事業所のみのものであり、45年3月から49年12月までの期間であるが、この当時、厚生年金保険の被保険者に交付されたものは年金手帳ではなく、被保険者証(1枚紙の様式のもの)であったこと、iii) 申立期間当時に交付されていた国民年金手帳の色は青色ではなかったことから、申立人の主張には不自然な点がみられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、A市役所出張所に勤務していた知人の証言も得られないなど、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から48年10月まで  
昭和46年10月、結婚した際に国民年金に加入した。手続は私の夫がA県B市役所で行い、保険料については、毎月、自宅に集金に来て国民健康保険料と一緒に納付していた。夏の暑い日の集金の際にたまたま持ち合わせが無く、再度来てもらって恥ずかしく思ったことを記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の国民年金の資格取得日は平成10年11月30日とされ、申立期間は未加入期間であるが、申立人は現在所持している年金手帳以外の別の手帳があった記憶が無い上、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、B市にも申立人の国民年金被保険者名簿は存在しないことから、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は無い。

また、申立人の加入手続を行ったとするその夫は申立人の国民年金加入手続を行った記憶が無く、夫も申立期間（厚生年金保険加入期間を除く）は国民年金に未加入である。

さらに、i) 申立人は国民健康保険の集金が毎月であったことは記憶しているが、国民年金保険料の集金の頻度の記憶は無い、ii) 申立人の記憶している領収書の大きさが当時の国民年金保険料の領収書の大きさと符合しない、iii) 申立期間のうち昭和48年2月以降については、申立人はその夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認でき、仮に申立期間中に国民年金保険料を納付していたのであれば、48年2月以降は、それまでの国民健康保険料の集金が無くなり、国民年金保険料のみの集金となったため、集金額が減ったはずであるが、申立人には途中で集金額が少なくなった等の記憶は無い、iv) 申

立人は長男を出産した際に、国民年金から一時金を受給した記憶があると述べているが、出産育児一時金は国民健康保険の制度であって、国民年金の制度ではないなど、申立人の申述から国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年3月まで  
昭和41年2月から47年3月まで国民年金と厚生年金保険の保険料を二重に納付しており、国民年金の保険料は還付済みと社会保険事務所から回答されたが、私には還付を受けた記憶が無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは申立人が所持している国民年金手帳の検認印及び領収書により確認できるものの、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできず、その時点で別に充当できる期間もなかったことから還付処理されたものであり、その処理自体に誤りは無い。

また、申立期間に係る社会保険庁の国民年金保険料還付の関係書類は保存期限経過のため存在しないが、社会保険庁の特殊台帳には、還付対象期間、処理日が確認できるとともに、市町村の国民年金被保険者名簿にも還付の記録があり、この記載内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人は会社から言われて国民年金の資格喪失手続きを行ったと述べており、その時期について勤務していた会社が合併したところである可能性を否定していないところ、申立人の勤務していた会社が合併した時期（昭和47年2月1日事業所名変更）と社会保険庁の還付処理の時期（昭和47年3月27日）がほぼ符合しており、還付処理時期についての不自然さも無いなど、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 507 (事案 359 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び48年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで  
② 昭和48年4月から52年3月まで

申立期間①については、昭和40年又は41年ごろに、当時経営していたバーに来ていた市役所職員から「5年さかのぼって1万5,000円ぐらい掛けたら死ぬまで年金をもらえる」との助言を受け、1万5,000円を持参して市役所で当該職員に納付し、いくらかの釣銭を受け取った。

その後、当時のバーの従業員が私の主張を裏付ける証言をしてくれているので、改めて申し立てる。

また、申立期間②については、市役所にバーの飲食代の請求に行く際などに市役所で納付しており、これについても同じバーの元従業員が知っているので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年9月に払い出されているため、申立人がさかのぼって納付したと主張する時点では未加入であった上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い、ii) 制度上、特例納付の実施期間でもない時期に過去5年分の保険料をさかのぼって納付することはできないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は国民年金保険料の納付を示す事情として、新たに当時のバーの元従業員の証言が得られたとしているが、当該証人から聴取しても申立人の申立期間に係る保険料の納付をうかがわせるものとまではいえず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立

期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②に係る申立てについては、証言者は申立期間②の納付状況を承知していないと述べ、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いため、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から46年3月まで

昭和38年9月に会社を退職した後、亡父の書店を手伝うようになってから、母が私の国民年金の加入手続をし、両親が一緒に保険料を支払ってくれていたはずなのに、申立期間について私の分が未納となっているのはおかしい。当時の書類や通帳は全部処分し、母も当時のことをあまり覚えていないが、両親が納付しているのだから、私の分も納めていたはずだ。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父は既に死亡し、加入手続及び保険料納付に関与したと申立人が述べる申立人の母も当時の状況をよく覚えていないとしていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年7月ごろに払い出されたことが確認でき、その時点では申立期間の保険料については特例納付によるほかは納付することはできないが、申立人には特例納付によってさかのぼって納付した記憶は無い。

さらに、申立人は「両親が納付しているのだから、私の分も納めていたはずだ。」と述べているところ、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は申立人と同時期（昭和46年7月ごろ）に払い出されていたことが確認される上、申立人の両親については、年齢の関係から、制度上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点以降の保険料を完納しても国民年金の受給資格を得ることができなかつたため、昭和36年4月にさかのぼって資格取得及び保険料納付が行われたものと推察されるが、申立人についてはそのような事情も無い。

加えて、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月、3年3月、4年3月及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年3月  
②平成3年3月  
③平成4年3月  
④平成5年3月

平成7年10月21日に県立高校を退職した時に、学校事務の職員から国民年金に加入する必要があるとの説明があり、翌月20日に市役所で手続をした。その時に、応対してくれた職員から今ならさかのぼって未納分を納付することができるかと教えてもらったので、2年3月から7年3月までの未納分（合計6か月分）も納付する手続をした。後日送付された納付書（6枚）に現金を添えてまとめて払った。保険料額は7年10月分及び同年11月分を含め（合計8か月分）11万円ぐらいだったと記憶している。私と同じ立場の知人に未納期間があればさかのぼって納付できる旨を7年11月20日ごろに連絡をしたことを記憶しているため、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年から7年まで毎年3月のみ国民年金に加入すべき期間があったところ、これらの期間の資格取得及び資格喪失手続は、申立人の居住市の記録（「国民年金資格取得・異動届書」）によると、7年10月21日の資格取得手続と併せて7年11月20日の届出により一括して行われたことが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、既にコンピューター化されていた社会保険庁の事務処理状況からも、時効で納付できない2年以上前の申立期間（未納期間）について納付書が発行されていたとも考え難く、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は「保険料額は平成7年10月分及び同年11月分を含め（合計8か月分）11万円ぐらいだったと記憶している。」と述べているが、申立人の記憶する保険料額は実際の保険料額（約8万円）とも相違している上、申立

人の知人からも申立期間の保険料納付を裏付ける証言も得られず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 314

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年から55年まで  
昭和52年ころ、知人に勧められたため、知人が代表をしているA社に勤務した。知人からは、厚生年金保険に加入させているからと言われたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間に、国民年金に加入し、保険料を完納している。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで  
昭和 49 年 5 月から 51 年 3 月まで A 社に勤務し、自動車の钣金をしていました。しかし、申立期間について、厚生年金保険の加入記録をみると、A 社の被保険者とはなっておらず、間違っているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が一緒に勤務していたと主張している上司及び同僚は、「申立人は私が A 社に入社(昭和 50 年 8 月及び 7 月ころ)した後に入社してきた」と証言している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致している。

加えて、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 49 年 8 月 1 日であり、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 316

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 2 月 1 日から 28 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 28 年 12 月 21 日から 29 年 5 月 31 日まで  
③ 昭和 32 年 11 月 28 日から 35 年 3 月 31 日まで  
④ 昭和 40 年 7 月 30 日から同年 10 月 31 日まで

夫は、昭和 26 年に A 社に入社し、29 年 6 月に B 県の工場に転勤した。その後、33 年に同工場を別法人にし、そちらに入社した。

しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、加入していない期間がみられる。会社の記録等から考えてみても、その時期に加入していなかったとは考えにくい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、欠番も無い。

申立期間①については、同僚の厚生年金保険の加入期間をみると、加入が遅れている者がみられる。

申立期間②については、申立人は昭和 29 年 1 月に B 県に住所を移していることが確認できる上、同一時期に異動した同僚も申立人と同一日に資格を喪失している。加えて、B 県の工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 3 月 10 日であり、申立人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、個人事業主であり、個人事業主は社会保険への加入は制度上認められていないことから、当該事業所において厚生年金保険被保険者になることはできない。

申立期間④については、被保険者原票をみると、資格喪失直後の昭和 40 年 8 月 4 日に健康保険証を返納している。

さらに、当該事業所は、書類を保存していないことから、厚生年金保険の控除等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年から 46 年まで

A社に入社し、機械工として働いていたが、厚生年金保険に加入していないことになっている。同僚は厚生年金保険に加入していると聞いており、同時期に働いていた自分が厚生年金保険に加入していないのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたA社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚は、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者ではない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 318

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年から29年2月20日まで  
② 昭和30年10月10日から32年2月まで

A社に昭和27年ころから32年2月まで勤務し、電気工事を行っていたが、厚生年金保険の加入記録をみると、加入していない期間があるのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚の加入記録をみると、加入が遅れており、加えて、同僚の証言から考えられる申立人の退職時期と申立人の資格喪失日はほぼ一致している。

加えて、当該事業所は解散しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 5 日から 20 年 8 月まで  
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。  
昭和 18 年 1 月 A 社（現在は、B 社）に入社し、19 年 3 月まで物資を運ぶ機械の修理を行い、同年 4 月から同社に在籍したまま C 航空整備学校に入校した。20 年 8 月復員した時 A 社に復職依頼の手紙を出したが、復興の見込みが無いとのことで同社を退職し、その後退職金が送付されてきた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、厚生年金保険料の控除等に係る事項について、申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時の状況に関する同僚等の証言は得られない。

さらに、事業主は、書類を保存していないことから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 320

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 13 日から 49 年 10 月 2 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 A 社を設立し、設立に当たっては給与規程、就業規則の制定及び各種社会保険の加入手続を行った記憶がある。しかし、設立当初から厚生年金保険に加入していないこととなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、従業員の厚生年金保険の資格取得日を見ると、新規適用年月日(昭和 49 年 10 月 3 日)以前に資格を取得している者はみられない。

さらに、申立期間当時の状況に関する同僚等の証言は得られず、当該事業所は、解散していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から47年7月まで

A社社長の長女と結婚したのを機に、同社に正社員として入社し、商品発送業務を行っていた。厚生年金保険料の控除については記憶が無いが、正社員だったので厚生年金保険には加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、申立期間中の昭和41年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間中国民年金に加入し、一部の期間について、同保険料を納付している。

加えて、当該事業所は、解散しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 322

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで  
昭和 37 年 10 月 A 社に入社し、タイピストとして 38 年 3 月まで働いていたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していないこととなっている。  
社員旅行の写真から働いていたことは確かであり、入社時に厚生年金被保険者証を提出し、退社時に同被保険者証を返してもらったことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、事業主から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書をみると、申立人の氏名の記載は無く、欠番も無い。

さらに、事業主は、「申立期間当時、試用期間を設けていたことが考えられる」と証言しており、複数の元従業員からも同様の供述がある上、同僚の厚生年金保険の加入期間をみると、加入が遅れている者がみられる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。